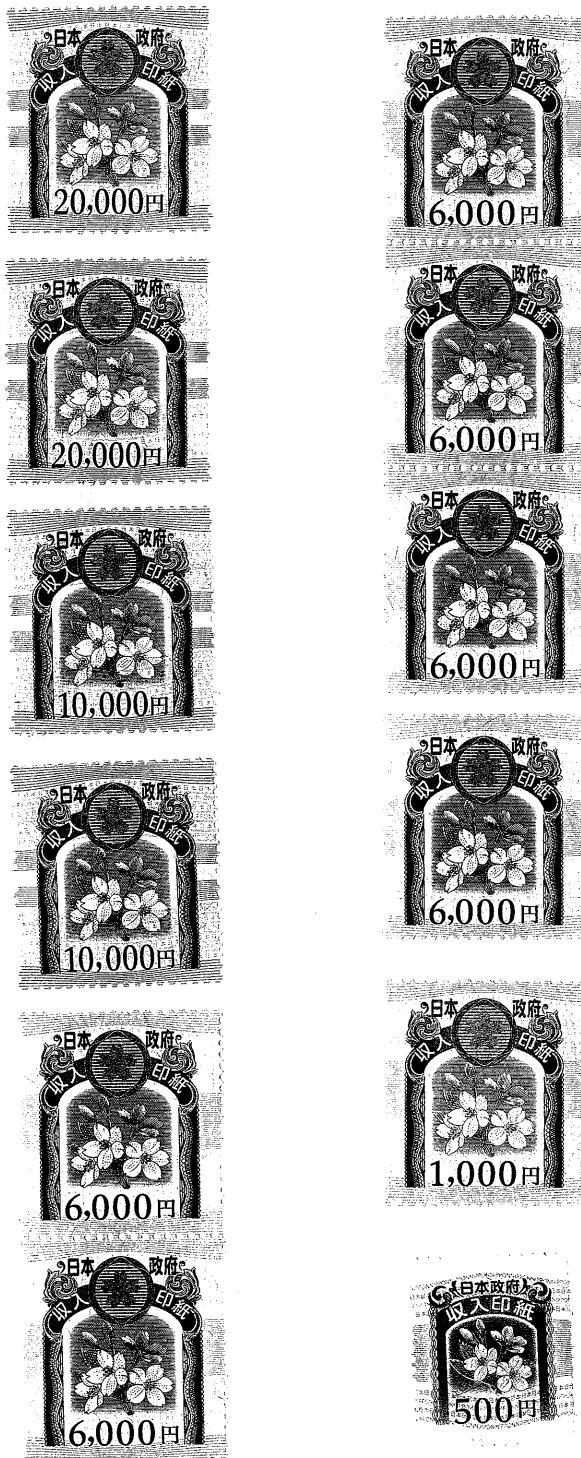


控訴状

訴訟物の価額 金 1 4 4 0 万 円

貼用印紙 金 9 万 7 5 0 0 円



貯金



控訴状

令和4年3月22日

名古屋高等裁判所 御中

控訴人ら代理人弁護士 青木秀



ほか

当事者の表示 控訴人 別紙原告目録記載のとおり

控訴人ら代理人 別紙代理人目録記載のとおり

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人 国

上記代表者法務大臣 古川禎久

行政 庁 原子力規制委員会

上記代表者委員長 更田 豊志

〒530-0005 大阪市北区中之島3丁目6番地16号

参 加 人 関西電力株式会社

上記代表者代表執行役 森 本 孝

バックフィット命令に伴う使用停止命令義務付け請求控訴事件

訴訟物の価額 1440万円

貼用印紙額 9万7500円

上記当事者間の名古屋地方裁判所令和2年（行ウ）第92号 バックフィット命令に伴う使用停止命令義務付け請求事件について、同裁判所が令和4年3月10日に言い渡した判決の全部に不服があるから、控訴人らは控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
- 2 原子力規制委員会は、参加人に対し、高浜発電所3号機及び4号機について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項に基づく設置変更許可処分によって同各発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることが認められ、同法第43条の3の9第2項に基づく工事計画変更認可処分によって同各発電用原子炉施設が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることが認められ、同法第43条の3の24第1項に基づく保安規定変更認可処分によって保安規定が発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであるとは認められず、同法第43条の3の11第3項に基づく使用前事業者検査についての原子力規制検査によって同各発電用原子炉施設が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることについての確認がなされるまでの間、同法第43条の3の23第1項に基づき、同各発電用原子炉施設の使用を停止すべきことを命ぜよ。
- 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とするとの判決を求める。

第3 指訴の理由

指訴理由は、追って準備書面で提出する。

以上